

「指定通所介護事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第4079200079号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 香春町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 福岡県田川郡香春町大字高野727番地
- (3) 電話番号 0947-32-4616
- (4) 代表者氏名 会長 鈴木良一
- (5) 設立年月 平成5年4月26日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月10日指定
福岡県4079200079号
- (2) 事業所の目的 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の
家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため。

- (3) 事業所の名称 香泉荘通所介護事業所
 (4) 事業所の所在地 福岡県田川郡香春町大字高野727番地
 (5) 電話番号 0947-32-4616
 (6) 管理者 杉山高広
 (7) 当事業所の運営方針 要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。
 (8) 開設月日 平成12年4月1日
 (9) 利用定員 30人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 香春町、田川市、大任町、赤村
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※ただし、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日を除く。
営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間	月曜日～金曜日 午前9時00分から午後3時45分まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
1. 管理者	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護職員	4名	4名
4. 看護職員	1名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：8：30～17：15 ☆原則として職員1名あたり利用者6名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間：8：30～17：15 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。

3. 機能訓練指導員	勤務時間：8：30～17：15 ☆原則として1名の機能訓練指導員が勤務します。
------------	--

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

次のサービスについては、以下の表に基づいて給付されます。

<サービスの概要>

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、調理師の立てる献立表により、契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

12：00～13：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも座位可能であれば、リフターを使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の身体状況により排泄の介助を行います。

④機能回復訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（下記の利用料金は、契約者の要介護度及びサービス内容に応じて異なります。）

